

預金保険法第80条に基づく報告書

平成14年1月31日

東京中央信用組合

金融整理管財人 神 戸 敏 男

金融整理管財人 山 内 雅 哉



目 次

第1 業務及び財産の状況等に関する報告	4
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	4
1、はじめに	4
2、経営破綻の原因	4
(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況	4
(2) 経営破綻に至った経緯	4
(3) 破綻に至った要因	5
3、管理を命ずる処分までの状況	6
(1) 資本の状況	6
(2) 自己資本回復の断念	6
II. 業務及び財産の状況について	6
1、与信業務	6
2、預金業務	6
3、投資等業務	7
(1) 投資有価証券	7
(2) 商品有価証券	7
4、固定資産等の状況	7
5、不良債権の状況	8
6、関連会社の状況	8
III. 事業譲渡等の見込みについて	9
1、基本方針	9
(1) 早期譲渡	9
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	9
(3) 経費の削減	9
(4) 地域金融機能の維持	9
(5) 内部管理体制の整備	9
(6) 責任追及体制の確立	9
2、具体的施策	9
3、事業譲渡の見込み	9
第2 経営に関する計画	9
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	9
1、円滑な事業譲渡の早期実現	9
2、業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	10

3、公的費用の極小化	10
4、地域経済への配慮	10
5、内部管理体制の確立	10
6、責任追及体制の確立	10
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	10
1、基本運営方針	10
2、管財人会議、業務運営会議の設置	10
3、個別業務運営方針	11
(1) 与信業務運営方針	11
(2) 資金調達業務運営方針	11
(3) 投資業務運営方針	12
(4) 経営運営方針	12
(5) その他の業務運営方針	12
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	12
1、経営責任の明確化	12
(1) 旧経営陣の辞任等	12
(2) 役員退職慰労金	12
2、経費の削減	12
(1) 人員及び人件費について	12
(2) 物件費の削減	13
3、店舗の統廃合について	13
4、保有資産の処分	13
5、内部管理体制の整備	13
6、関連会社の整理	13
7、不良債権の回収強化	13
IV. 法令等の遵守	13
V. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	14

第1 業務及び財産の状況に関する報告

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年6月8日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に破綻の申出を行いました。これを受けて同日、預金保険法第74条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を金融庁長官より受けました。

預金保険法第80条に基づく報告命令に対し、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いました結果を、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、当職らが平成13年6月8日に金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もありますことから、本報告書の内容について、必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかに出来るものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況

当組合は、歯科医師専門の金融機関として設立した東京医業信用組合と、一般医師専門の金融機関として設立した中央医療信用組合が昭和48年10月1日に合併して発足し、これを機に、業域信用組合から地域信用組合に転換いたしました。

営業地域については、当組合の定款によれば、東京都内23区のうち荒川区、江戸川区、北区を除いた20区並びに立川市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、日野市、八王子市、府中市、調布市、稲城市、昭島市、多摩市の13市と定められています（但し、医業及びこれに関連する事業を営むもの並びにこれらの事業に従事する勤労者については島嶼部を除く東京都一円）。

店舗は、千代田区内神田に本店を置き、他に5支店—①荏原（品川区）、②立川（立川市）、③武蔵関（練馬区）、④青戸（葛飾区）、⑤府中（府中市）—で営業をしています。この6店舗の配置をみると、都内に分散しており、地域性は希薄であって、効率的な店舗配置とは言い難いものとなっていました。

各店舗周囲での顧客の分布に関するデータが存在しないため、平成13年3月31日（平成12年度決算期末）時点における店舗所在区（市）における顧客及び預貸金の分布を見ると、店舗所在区内の顧客数及び預貸金が全体で40％程度に止まっています。特に、顧客数・預金・貸出金額が最も多い本店（千代田区）においては、同区内の顧客構成比が10.8％、預金構成比が20.2％、貸金が27.4％と極めて低い数値に止まっています。

以上の点からみて、当組合は、地域信用組合に転換したとはいうものの、その実態は業域信用組合としての性格を脱していない状況にありました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合の破綻に至った原因を解明するにあたっては、少なくとも平成元年度に

は当組合の諸経営指標が都内の地域信用組合の平均値を大きく下回っていることからみて、平成元年頃にまで遡ってその経営状態等を分析する必要があると考えます。

(ア) 収益状況等の推移

当組合の決算報告書に基づく諸比率をみると、平成元年度では、貸出金利回が6.97%（地域信組の平均6.36%）であったのに対し、預金原価率が7.05%（地域信組の平均5.64%）と他の地域信用組合に比して約1.4%も高く、預金貸付金利鞘がマイナス0.08%という逆鞘の状態が発生していました。

そして、この逆鞘の状態は平成2年度には更に拡大し、マイナス0.31%にまで達しており、本業では利益が出ていませんでした。

また、当組合の預貸率をみると、平成元年度が71.99%（地域信組の平均79.29%）、平成2年度では76.12%（同85.63%）と低く、逆に預証率は、平成元年度で14.47%（7.54%）、平成2年度で16.74%（7.10%）と高く、余資の運用に力点を置いていたことが認められますが、毎年度多額の損失を発生させています。

当組合は、有価証券の運用損を補填するため、所有不動産の売却を行い、内部留保を大きく取り崩しましたことから、自己資本は大きく減少しており、今回の破綻に至る原因の萌芽は、この頃にすでに存在していたものと考えられます。

平成4年度以降、経営の効率化および収益力強化による経営体質の改善を掲げて努力してきましたが、長引く景気の低迷、資産デフレなどから、取引先の経営不振や経営環境の悪化から経営体質の改善は叶わず、勢い高利回りによる貸出で収益力をあげる安易な方法で経営を行った結果、不良債権の増加による資産欠損見込額は年々倍増しました。

平成11年度において、東京都の検査における指摘をうけて21億2,300万円の引当が必要となったことにより、経営利益がマイナス12億7,600万円、当期利益がマイナス7億8,200万円と赤字に転じ、平成12年度においては金融庁による検査に基づく査定の結果、当期利益がマイナス3億6,200万円となり、34億4,400万円の債務超過となりました。

(イ) まとめ

当組合が、平成4年頃以降に行った貸出しについては、事業資金ではなく、財テクを目的とした株式投資資金やゴルフ会員権購入等への貸出が多く、その多くがのちに不良債権化しており、平成9年度からは不良債権の償却をすすめてきましたが体力を使い果たし、ついには自主再建を断念し、平成13年6月8日に破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、地域信用組合に転換した後も、地域密着型の経営に転換することが遅れ、低い預貸率から勢い余資の運用に重点を置き、「余裕金運用基準内規」に違反した運用を行うなどの結果、損失を発生させておりました。

また、融資審査内容についてみれば、不明・不十分な点がみられることや、貸出金の回収・管理に甘さがあり、かつ、東京都の検査による指摘にもかかわらず、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も適切かつ有効に講じてきた跡がみられませんでした。

貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策がなされず、安易に余資の運用に走ったことが破綻に至った主たる要因であると考えます。

3、管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を発表した後、同年8月28日を検査実施日として実施された財務局による検査結果通知書において、22億8,100万円の追加引当等が必要とされ、平成12年3月末時点で33億9,000万円の債務超過という指摘を受けました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、平成13年3月期決算においては、34億4,400万円の債務超過となり、当組合の財産をもって、その債務を完済することができないとの判断に基づき、6月8日、預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1、与信業務

当組合の与信業務については、もともとが医師及び歯科医師の組合であったことから、医師・歯科医師を中心とした中小企業や個人への融資が多くを占めています。

<貸出残高推移> 店舗数：6店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	20,598	100.0	19,832	100.0	19,533	100.0	17,788	100.0	42,924	100.0
うち中小企業	16,350	79.4	15,912	80.2	15,641	80.1	14,353	80.7	29,059	67.7
うち個人	4,248	20.6	3,919	19.8	3,892	19.9	3,434	19.3	13,325	31.0
うちその他									543	1.3

※(その他)には公金預金、金融機関預金が含まれます。

※業界平均は全国平均。全信中協データによる。

2、預金業務

当組合の預金業務では、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

＜預金残高推移＞ 店舗数：6店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	28,558	100.0	30,710	100.0	30,282	100.0	27,948	100.0	65,732	100.0
うち中小企業	17,427	61.2	17,526	57.1	17,162	56.7	16,216	58.0	52,367	79.7
うち個人	10,930	38.3	12,918	42.0	12,682	41.9	11,111	39.8	11,118	16.9
うちその他	201	0.5	268	0.9	437	1.4	620	2.2	2,247	3.4

※(その他)には公金預金、金融機関預金が含まれます。

※業界平均は全国平均。全信中協データによる。

3、投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式、債券で運用を行って参りました。破綻公表後、資金繰り対策として、平成13年3月末の金額に近いものについては売り切りを行いました。現在の株価水準のため、売却できないものがあります。

＜投資有価証券残高推移＞

(単位：百万円)

	平成11年	平成12年	平成13年	13年3月末の 評価損益
	3月末	3月末	3月末	
投資有価証券	3,876	5,948	4,834	-890
国債・地方債	51	69	8	0
社債	9	108	8	-1
株式	88	790	554	-87
その他	3,728	4,981	4,263	-802
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4、固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産）の状況は以下のとおりです。

これらは、いずれも業務運営上、必要不可欠なものですので、このまま維持することといたします。

<固定資産等の状況>

(単位：100万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価額	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	3	244	112		2	99	9
所 有 不動産							

5、不良債権の状況

当組合の不良債権は、以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,539	7.9	1,297	7.3	1,163	2.3
延滞債権	2,264	11.6	4,345	24.4	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	146	0.7	346	1.9	195	0.4
貸出条件緩和債権	621	3.2	430	2.4	2,239	4.5
合 計	4,570	23.4	6,418	36.0	7,999	16.0

※業界平均は全国平均。全信中協データによる。

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均 (平成13年3月期)	
	金 額	債権の占 める割合	金 額	債権の占 める割合
破綻更正債権	3,408	18.6	3,311	6.2
危険債権	2,247	12.3	2,510	4.7
要管理債権	776	4.2	2,382	4.5
正常債権	11,910	64.9	44,817	84.6
合 計	18,341	100.0	53,020	100.0

※業界平均は全国平均。全信中協データによる。

6、関連会社の状況

当信組には、関連会社は存在していません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

組合の営業地域、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

現在は、複数の金融機関が、事業譲渡に名乗りを上げており、両者との間で守秘義務契約を締結し、譲渡交渉中であります。